

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は経営理念である、「社員一人、一人の人間の成長」を通じて、「お客様一人、一人に喜んでいただく社会貢献」の実現を目指しております。当社は、株主をはじめ、お客様、従業員等のステークホルダーから信頼され、それぞれが公正・公平な利益を得ることが企業価値の向上及び企業の健全な持続的成長のためには不可欠だと考えております。

その実現のため、①意思決定の迅速化、②相互チェック機能の強化、③法令、規程等の遵守、④ステークホルダーに対して、情報開示の適時、適正性及び透明性の確保等を追及してまいります。

＜当社の経営理念＞

「社員一人一人の人間の成長」

「お客様一人一人に喜んでいただく社会貢献」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1－2④ [議決権の電子行使、招集通知の英訳]

当社は、書面による議決権行使制度を実施しておりますが、現状議決権行使に大きな支障はないと考えております。また、現状海外投資家の比率が低いことから、議決権の電子行使は実施しておりません。また、招集通知の英訳につきましては、現状海外投資家の比率が低い場合、実施していません。

今後につきましては、議決権行使状況、海外投資家比率等の動向及び株主の皆様のご要望等を勘案し、これらの導入について判断してまいります。

補充原則1－2⑤

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿に記載されている株主のみが行使できるものとし、信託銀行等の名義で株式を保有するいわゆる実質株主による株主総会への出席や議決権の行使については、その者が実質株主であることの確認手続や、議決権の二重行使等のおそれがあることから、現時点では認めておりません。これらについては、機関投資家等の要望及び信託銀行等の動向を注視し、実際に要望が見込まれる等の際には、その具体的な対応方法について検討いたします。

補充原則3－1①

経営理念等を当社ホームページ、決算短信等で開示しております。経営指標につきましては、売上高経常利益率を意識した経営を行っております。

なお、当社の主力事業であります焼肉事業において過去に不測の事態（BSE、放射能汚染牛肉等）が発生したこと等から、今後の事業環境の見通しが不透明な中では中長期の経営計画を策定し難いため、中期経営計画につきましては現時点では開示していません。

補充原則3－1②

当社の株主構成に占める海外投資家の比率は低い場合、英語での情報開示・提供は現在実施していません。

今後につきましては、海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の要否を判断してまいります。

補充原則4－8① [独立社外取締役のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催等]

当社の取締役は7名中2名が社外取締役であり、それぞれが客観的かつ中立的な立場から経営の監視機能を果たすための経験・知識を十分に有しております。取締役会において積極的に議論に参加し、意見表明を行うなどその責務を十分に果たしております。この実を上げるため、社外取締役のみならず社外監査役も含めた情報交換の場を適宜開催しております。社外取締役のみを構成員とする会合はございません。

補充原則4－8②

社外取締役は、取締役会において、積極的に議論に参加し意見表明を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役とミーティングの機会を持つなど連携は十分図れていると考えております。また、経営陣及び監査役会との連絡、調整は常勤監査役が取り行っております。

補充原則4－11③

現状、当社取締役会での議論は活発であり、審議内容、運営についての実効性は確保しているものと考えておりますが、より取締役会の実効性を確保すべく、実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

[原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング]

取締役は能力・経験・知識が職務遂行に相応しいと判断したうえで指名し、株主総会の承認を得たものでありますので、費用支援を必要とするトレーニング機会の提供等は必要ないものと考えております。また、社外取締役・社外監査役については、就任時に会社の事業・財務・組織等の基本的な情報を提供するとともに経営判断に必要な情報を随時提供しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1－4. 政策保有株式]

当社では、投資株式を政策保有株式と純投資株式に区分し、政策保有株式については、当社の事業拡大と持続的な成長のために、中長期的な視点に立ち、企業価値向上に資すると判断される場合に、株式を政策保有する方針であります。

政策保有株式は、そのリスク・リターンを踏まえた経済合理性や必要性を取締役会で検証し、保有・継続・売却等を決定いたします。
なお、当社は、現在いわゆる政策保有株式を保有しておりません。また、政策保有株式を保有する予定もございません。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引(当社の取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引)に関して、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会での審議・決議を必要としております。

また、当社役員に対して、年1回、関連当事者間取引の有無についての調査を実施するなど、継続的なモニタリングを行っております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を導入しておりません。したがって、当社はアセットオーナーとしての立場にありません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

当社は、法令に基づく開示を適法に行うとともに、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために必要な情報は、適時、適切なルートを通じ積極的に開示いたします。

(i) 会社の経営理念、経営戦略及び経営計画

経営理念等は、当社ホームページに開示しております。

経営計画の開示につきましては、当社主力部門である焼肉事業は、事業環境の変化が激しく、過去にも不測の事態(BSE、放射能汚染牛肉等)により、事業計画が大きくブレるなど、その有用性に限界があり、中期経営計画の数値目標を開示した場合、株主・投資家をミスリードする可能性も高いと考えており、現状中期経営計画の開示は行っておりません。

なお、2021年3月期の連結業績予想につきましては、合理的な算出が可能となった段階で速やかに公表いたします。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役及び監査役の報酬方針につきましては、本報告書II-1「取締役報酬関係」内の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針

経営陣幹部及び取締役、監査役候補の選任に当たっての方針・手続については、社内規程等では定めておりませんが、経営陣幹部及び取締役の選定につきましては、社内外を問わず、会社業務に精通し、当社の経営理念に基づき、その職務を全うすることができ、かつ法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有し、人格・実行力とも兼ね備える候補者を取締役が推薦し、取締役会及び株主総会の決議により選任いたします。

また、監査役の選任につきましては、当社事業への深い理解、財務・会計、関係法令をはじめとする知見を有し、さらには各分野における豊富な経験により、当社の経営全般を監視し、取締役会の透明性を高めることができる人材を取締役が推薦し、監査役会の同意を得て、選任しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明につきましては、株主総会招集通知に各候補者の略歴及び選任理由を開示しております。

第25期(2020年3月期)株主総会招集ご通知

当社HP(<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → プレスリリース をご参照ください。

第25期(2020年3月期)有価証券報告書

当社HP(<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → 財務情報 をご参照ください。

補充原則4-1①取締役による経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、「定款」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び法令等により、取締役会の権限及び責任の明確化を行っております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や重要な経営方針や戦略の策定、決定と業務執行の監督を行っております。

業務執行部門としては、月1回開催される執行役員による執行役員会議において、取締役会で決定した会社の経営方針を現場実務レベルで、より迅速に、かつ機動的な執行を目指した議論を行っております。

また、各部門長による経営会議では、経営目標の進捗状況と課題解決への議論を行っており、取締役や監査役も出席し、分析・検証内容を監督しております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書II-1の「(独立役員関係) その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

補充原則4-11①取締役会は、取締役会の全体としての能力、多様性の考え方

当社の取締役選任に当たっての方針・手続については、社内規定等では定めておりませんが、[原則3-1]の(iv)に記載のとおりであります。なお、現在のところ、当社の取締役会は、定款に基づき、取締役10名以内、監査役5名以内と定め、現在取締役7名(うち、2名が社外取締役)、監査役4名(4名全員が社外監査役)で構成しております。また、取締役候補者選任については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に個々の略歴を記載しており、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しております。

第25期(2020年3月期)株主総会招集ご通知

当社HP(<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → プレスリリース をご参照ください。

第25期(2020年3月期)有価証券報告書

当社HP(<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → 財務情報 をご参照ください。

補充原則4-11②取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

当社では、取締役及び監査役の重要な兼任状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書等で開示しております。

現状、他の上場会社の取締役及び監査役との兼任は、中西社外取締役が株式会社マックスバリュ東海の社外取締役を兼任しております。現在のところ、その兼任状況は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力から見て合理的な範囲内にあり、その業務に常時専念できる体制となっております。

また、監査役につきましては、全員他の上場会社の取締役及び監査役を兼任しておりません。

第25期(2020年3月期)株主総会招集ご通知

当社HP (<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → プレスリリース をご参照ください。
第25期(2020年3月期) 有価証券報告書
当社HP (<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → 財務情報 をご参照ください。

補充原則4-11③取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要

当社では、取締役会の運営に関し、取締役会の実効性の分析、評価を実施しております。

2020年3月期は、取締役7名(社外取締役2名を含む)、監査役4名(いずれも社外監査役)を対象に、取締役会の構成、運営、社外取締役への情報提供等の項目について、インタビューを行いました。また、取締役会議事録を精査し、取締役会における議論の内容、取締役個々の発言頻度、発言内容を分析し、取締役会の実効性評価を行いました。

その結果、当社取締役会は、経営上の重要事項の決議や業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されているものと判断しました。

当社では、この調査において、取締役会のさらなる機能向上や実効性を高めるため、下記の点を今後の課題として継続的に検討してまいります。

- ① 取締役の専門性を追及した次代取締役会メンバーの育成
- ② グループ会社のガバナンスに係る議論のさらなる充実
- ③ ステークホルダー目線を意識した議論の充実

補充原則4-14②取締役・監査役に対するトレーニング方針

当社取締役は、能力・経験・見識ともその職務遂行に相応しいと判断した上で、指名・選任にされておりますが、特に当社の実態把握のための店舗視察をはじめとした情報提供が必要と考え、情報提供の機会充実に努めております。また、当社では、当社を取り巻く環境が日々変化していくなか、新しい知識の取得は不可欠なものと考えており、今後業務遂行に必要な研修・セミナー等のトレーニングは必要に応じて検討していきたいと考えております。

[原則5-1. 取締役会による株主と建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

当社は、常務取締役管理本部長をIR担当役員として選任し、執行役員管理本部副本部長を中心に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年2回開催、随時個別ミーティングを行っております。また、個人投資家向けには、年1回証券取引所主催のIR説明会にも参加して株主との建設的な対話に務めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
チャレンジバイコーポレーション有限会社	2,499,000	36.49
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	299,800	4.38
米久株式会社	240,000	3.50
佐藤 啓介	205,000	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,000	2.25
佐藤 きい	105,000	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	104,000	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	84,700	1.24
野村信託銀行株式会社(投信口)	82,500	1.20
STATE STREET CLIENTOMNIBUS ACCOUNT OD11	63,000	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋岡賢治	他の会社の出身者								△			
中西安廣	他の会社の出身者							△	△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋岡賢治		社外取締役秋岡賢治氏は、2001年6月から2010年6月まで当社取引先であるプリマハム株式会社の取締役及び常務執行役員でありました。その後その関連会社ブライムデリカ株式会社の非常勤監査役でありましたが、現在は退任しております。当社グループと両社及びその関連会社との間に資本的関係、重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外取締役秋岡賢治氏は、食品関連の職務経験及び経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として当社経営の監督及び適切な助言を十分期待できると判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。

中西安廣	社外取締役中西安廣氏は、1988年5月から2014年5月まで当社取引先及び主要株主である米久株式会社の取締役でありました。その後同社非常勤顧問を退任後は、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。当社グループと同社及びその関係会社との間に資本的関係、重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外取締役中西安廣氏は、食品関連の職務経験及び経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として当社経営の監督及び適切な助言を十分期待できると判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役全員と監査法人（関与社員、担当公認会計士）とは、監査計画策定時、四半期決算毎及び期末決算並びに必要な場合に意見交換しております。
2. 監査法人の往査時には、主として常勤監査役が監査現場に臨席し、会計監査の相当性を監査し、その内容を毎月定期的に開催する監査役会に報告しております。
1. 内部監査部門とは、監査計画・監査手続き・監査結果等について随時情報交換をしております。
2. 上記情報交換に際し、監査業務の分担・監査手続等に関して監査役と内部監査部門とが重複したり、脱漏しないように実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井敏行	他の会社の出身者													
大西秀典	他の会社の出身者													
尾田政勝	他の会社の出身者													
黒田敬	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井敏行		社外監査役安井敏行氏は、当社取引銀行である三井住友信託銀行に在籍しておりました。当社の同行からの借入取引はなく、同行が当社の意思決定に対して影響を与える恐れはありません。また、当社グループと同行との間に資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係がなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役安井敏行氏は、長年にわたる銀行の業務経験を通じて培った幅広い見識を有し、客観的な立場から当社のガバナンス及び監査の実効性を高めることに期待できるものと判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
大西秀典	○	社外監査役大西秀典氏は、ユニー株式会社の部長職を経て、同社関連会社の株式会社サン総合メンテナンス代表取締役でありました。2007年6月から当社常勤監査役。その後社外監査役に転じております。当社グループと当社及びその関係会社との間に重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役大西秀典氏は、長年にわたり企業役員の経験があり、豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として適切に監査・監督業務を遂行していただいております。また、同氏は、当社との直接の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないことから、独立役員に指定しております。
尾田政勝		社外監査役尾田政勝氏は、2012年4月まで蟹江警察署長でありました。その後、株式会社トーエネック顧問でありましたが、2017年3月同社退職。現在は、太平ビルサービス株式会社非常勤顧問の職にあります。当社グループとこれら各社及びその関係会社との間に重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役尾田政勝氏は、愛知県警察で長年にわたり生活安全業務に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有し、社外監査役として適切に監査・監督業務を遂行していただいております。また、同氏は、当社との直接の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
黒田敬		社外監査役黒田敬氏は、当社取引銀行である中央三井信託銀行に在籍しておりました。当社の同行からの借入取引はなく、同行が当社の意思決定に対して影響を与える恐れはありません。また、当社グループと同行との間に資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係がなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役黒田敬氏は、長年にわたる銀行業務経験、特にCFP資格を活用した財務管理業務に精通するなど幅広い知見を有し、客観的な立場から当社のガバナンス及び監査の実効性を高めることに期待できるものと判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

第25期(2020年3月期)有価証券報告書

当社HP (<http://amiyakitei.co.jp>) → IR情報 → 財務情報 をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき、2015年6月10日開催の第20回定時株主総会にて決議いただいたものでありますが、提出日現在、付与がなされて
おりません。

ストックオプションの付与対象者は、取締役と規定しておりますが、社外取締役に関しては、独立性の観点から、業績連動報酬や株主価値向上連
動型株式報酬の対象とはしていません。監査役に関しても同様の考えから対象外としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役については、社外取締役を除いた報酬総額を開示しております。
当社における2020年3月期の取締役に対する報酬の内容は以下の通りであります。
取締役年間報酬総額 取締役8名 92百万円、社外取締役2名 5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、透明性・客観性の確保及び当社グループの企業価値向上に向けた経営を推進するためのインセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）の報酬等に、業績連動報酬、株主価値向上連動型株式報酬を導入しております。

取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、その報酬限度額の範囲にて、決定することとしております。

ストックオプションによる報酬等は、別途2015年6月10日開催の第20回定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役を含む）に対して付与する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割当金額は、年額100百万円（うち社外取締役3百万円）以内であり、かつその個数は200個（うち社外取締役は6個）以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内にて、決定することとしております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、及び「株主価値向上連動型株式報酬」で構成しております。なお、変動報酬（業績連動報酬及び株主価値向上連動型株式報酬）の支給対象者は、常勤取締役6名であります。

なお、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、「固定報酬」のみで構成しており、報酬額は取締役会において決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

現在、社外取締役及び社外監査役を補佐する専任スタッフはおりませんが、取締役会議題の事前通知や付議資料の配布等の社外取締役のサポートは管理本部で行っております。特に重要性の高い議案については、取締役会の前に、常勤役員からレクチャーを実施するなど、取締役会での意見交換や決議が円滑に進むように務めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役設置会社を選択しており、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

（業務執行に関する事項）

取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されており、毎月の定例及び臨時取締役会において、経営に関する重要事項の決定並びに業務執行の状況を監督しております。また、月次の業績状況等の報告の他、重要事項の審議を行っており、監査役4名も出席し、取締役会の意思決定及び監督並びに執行役員の業務執行をチェックし、必要に応じて意見を述べております。

なお、当社では、経営の意思決定及び監督と業務執行を分離し、組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員の会議体である執行役員会では、タテ割になりがちな組織に横グシを入れながら、執行役員が取締役会から委譲された事項の審議や意思決定を行ってまいります。

経営会議は、取締役・執行役員・各部門長が出席し、監査役をオブザーバーとして、必要事項の連絡調整及び問題の共有化を図り、変化する経営環境に機動的に対応する諸施策を議論いたします。

（監督・監査）

当社の監査役会は、4名の社外監査役で構成され、独立性が確保されております。毎月取締役会の前後に開催され、常勤監査役1名を中心に、監査計画の立案、監査の実施手順の打合わせ、監査結果の確認・審議等を行っております。

監査役は、取締役会の他、執行役員会議、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定及び監督状況や執行役員の業務執行をチェックするとともに業務の公正性・適正性を確保するため、必要な助言提言を行っております。また、内部監査室及び会計監査人とも適宜情報交換を行う機会を設け、監査の実効性を高めるよう努めております。

当社は、内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、取締役が長となり、主として業務監査を行い、業務活動が法令及び社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

当社の会計監査人は、監査法人 東海会計社であります。2020年6月開催の第25回定時株主総会をもって、当社株式公開以来、長期にわたり監査契約を締結してまいりました有限責任 あずさ監査法人は、任期满了となり、東海会計社に交代いたしました。前任会計監査人と同様に、主として会計監査における定期的監査のほか、会計上の諸問題についての助言及び提言、指導を受ける予定です。

(報酬決定等)

当社では、これまでの代表取締役が個々の取締役の賞与を決め、取締役会に諮り決定する方式から、取締役個々のガバナンスのさらなる向上を図るべく、業績向上に対する成果に対する評価、及び株主価値向上に対する評価を客観的指標により行う方式に変更いたしました。監査役会としても、取締役報酬等の評価の透明性、妥当性が担保されているかを精査してまいります。

(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役(現在は社外取締役2名)及び監査役(現在は社外監査役4名)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の損害賠償責任限度額は、定款上の責任限度額と同法第425条第1項の規定する額の高いほうとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の監視機能として監査役会を設置しております。これは、監査役が取締役の職務執行及び取締役から権限移譲された執行役員の業務執行に監査監督を行っていることに加え、当社の属する業界に関する知見を有した社外取締役の大多高所からの意見と永年にわたる会社経営者として培われた経験からくる経営監視機能と相俟って、透明性と客観性を担保することが主な理由です。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が議案の検討を十分行えるように、招集通知の早期発送に努めており、合わせて、発送日以前に東京証券取引所のwebサイト及び当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、毎年株主総会の集中日を避けて、株主総会を開催しております。
その他	当社ホームページにおいて、「株主総会招集通知」、「決議通知」等の株主総会情報を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」へ毎年参加しております	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に説明会を開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、月次データ、株主優待制度を掲載しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部本部長 常務取締役 千々和 康 管理本部副本部長 執行役員 松井 貴志	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社は、経営理念として、「社員一人一人の人的成長」「お客様一人一人に喜んでいただく社会貢献」を掲げ、従業員の成長を通じて、お客様に美味しいひと時を過ごしていただくことで、会社も成長し、株主の皆様にも喜んでいただけるものと考えております。そのために、当社では、より「美味しいお肉」を厳選し、「心地よい接客」を行い、「美味しいお料理」をできる限り「お値打ち」に、ご提供することに全力を傾注しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下の通りであります。

- (1) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、関連規程を制定し、部門毎のコンプライアンス体制を構築するものとする。また、使用人がコンプライアンス上、疑問がある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない「内部通報制度」を整備する。当社の監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を定期的に調査して取締役会に報告し、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存・管理するものとする。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のリスク管理責任者として任命し、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門別のリスク管理体制を構築するものとする。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社グループは、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に年度計画を策定する。これを踏まえて、月例及び随時に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行う。
各部門においては、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動し、毎月2回行われる経営会議で業績・進捗状況等について報告を通じて検証するほか、経営課題解決の議論を行う。
上記についての実効性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務の執行を行い得る体制を構築する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等に対し当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令遵守等に関する研修を行い、グループ一体となった法令遵守意識の浸透に努める。
また、グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、子会社が、その業績状況、財務状況及び経営上の重要な事項等について当社への承認・報告を行う。
内部監査室が子会社について内部監査を行いリスク管理状況及び規程の遵守状況について確認する。

- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助すべき使用人を置くものとし、取締役は監査役と協議し適切に対応する。なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとする。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項に関する決定について監査役に報告するものとする。職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に遅滞なく報告するものとする。
前記に関わらず、当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査室などと連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。
また、監査役に当該報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

- (8) 当社の監査役を補助する費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務処理に係る方針、および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を実施するとともに経営会議等重要な会議に出席することができる。また、監査役に対して内部監査の実施状況を報告するとともに監査役が必要と認めたときは、内部監査室に対し要望することができる。
監査役を補助する費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払い等を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力を排除するために、「暴力団員による不当な行為等に関する法律」、各都県の「暴力団排除条例」等を遵守し、取引を含めた一切の関係を遮断します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 不当要求に大しては、管理本部総務部を対応責任部署として、民事及び刑事の法的対応も含め、外部専門機関とも緊密な連携を図り、組織として対応します。
- ② 弁護士、警察等の社外専門家や関係機関等と連携し、情報の収集・管理を行いながら、不当要求等の事案が発生した場合に備える社内体制を整えております。
- ③ 当社グループでは、法令遵守規程に「法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する」と規定しており、すべての従業員（パート・アルバイトを含む）が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努めております。
- ④ 新入社員研修をはじめとした階層毎の社内研修において「コンプライアンス・マニュアル」等を活用した研修を定期的 to 実施するなど、会社全体として反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化、株主利益に増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。従いまして、現時点では、特別な買収防衛策は導入いたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

①基本的な考え方

当社は、上場会社としての社会的責任を認識し、株主・投資家に対して正確に、適切な開示をタイムリーに行うことを目的とし、東京証券取引所の「有価証券上場規程」により、適時開示を行うことが求められているもの、これに該当しない情報でも、適時開示を行うことが適切と当社が判断する情報も適切に開示しております。

また、開示過程における情報漏洩を防ぎ、インサイダー取引を未然に防止するための「インサイダー取引管理規程」を定め、その周知徹底を図りながら、情報開示を行っております。

②適時開示に係る社内体制

ア. 情報取扱責任者及び情報取扱担当者

(ア) 情報取扱責任者 → 重要事実等を統括して管理する者で、常務取締役 管理本部長 千々和康

(イ) 情報取扱担当者 → 当社の各部門で重要事実等を管理する者で、各部部長

イ. 決定事実に関する情報

取締役会での承認事項等、重要事項を情報取扱責任者において把握し、開示資料を作成した後、月1回開催する定時取締役会の承認を経て開示を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な開示の決定を行い、迅速、正確に開示を行っております。

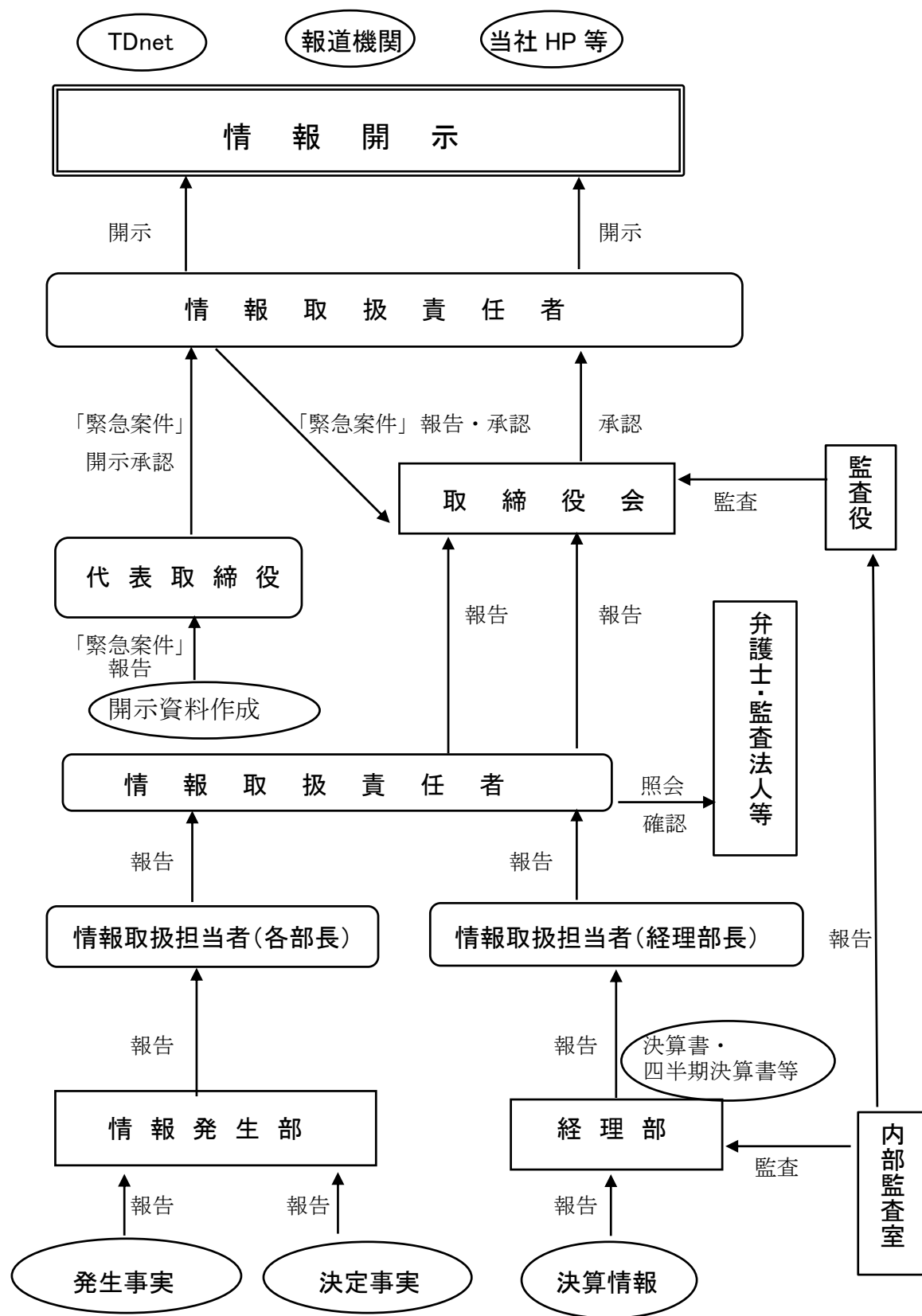
ウ. 発生事実に関する情報

重要事実、若しくはそれに該当すると思われる事実が発生した場合、発生部門の部長(情報取扱担当者)から情報取扱責任者に速やかに報告されます。その後、情報管理責任者は、情報開示の要否を検討し、必要に応じて関係部長と協議して、開示資料を作成の上、代表取締役の承認を得て、開示されます。なお、必要に応じて監査役、監査法人、弁護士等の助言を受け、正確な情報の開示に努めております。

情報取扱責任者が「緊急」と判断した場合は、取締役会を経ず、代表取締役に報告し、代表取締役の承認で開示を決定いたします。この場合、開示後速やかに取締役会に報告いたします。

エ. 決算に関する情報

経理部で、決算書(四半期報告書を含む)等の開示資料を作成し、情報取扱責任者が査閲後、監査法人の監査及び監査役監査等を経て、取締役会にて付議後、承認を得た後、速やかに開示を行っております。

[illegible]

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

